

ニュース③ 「高田・今泉地区被災平地部の土地利活用に係る市民説明会」を開催しました

市では、高田・今泉地区の被災平地部を有効に利活用するため、当該エリアの利活用方針を定めました。
9月29日（日）に市コミュニティホールにおきまして、土地利活用に係る市民説明会を開催しましたので、その際の説明内容をお示しします。

はじめに

市では、平成23年12月に策定した震災復興計画にもとづき、市民の皆様のご協力をいただきながら、復旧・復興事業を進めてまいりました。

高田地区・今泉地区におきましては、被災市街地復興土地区画整理事業と併せ事業進捗を図るため、防災集団移転促進事業も導入し進めてきたところです。このため、市が買い取りした被災元地については、平地部に換地されることとなりました。

また、今泉北地区は、防災集団移転促進事業を導入し、被災者の住宅再建を進めるとともに、跡地については、運動公園の整備を計画しておりましたが、関係機関との協議調整の結果、高田地区内に運動公園が復旧されることとなり、跡地利用が課題となっていたところです。

このことから、平地部及び今泉北地区をより有効に活用するための、当該エリアの利用計画をお示しするものです。

1 今泉北地区について（右図の①のエリア）

(1) 経緯

今泉北地区については、平成23年12月策定の陸前高田市震災復興計画において、（仮称）スポーツ公園を整備する方針を定め、平成24年度から各種調査や関係機関との調整を行いながら、計画用地の買取りを進めてきました。

その後、国や県との協議の中で、運動公園は復興祈念公園エリア内（国道45号北側）に整備することとなったことから、整備方針を見直すこととなりました。

また、今泉北地区においては、周辺の道路や高田沖ほ場等が復興事業によりかさ上げされることから、エリア全体が「くぼ地状」に存地することになるため、土地利活用と併せて排水対策など環境面でも課題となっていたところです。

このことから、排水対策のためのかさ上げ等の基盤整備について、復興交付金を活用して行うため国と協議を重ねてきましたが、国では基盤整備後の土地利用計画や参入する事業者の具現化が条件となっており、候補となる事業者の選定が大きな課題となっていました。

こうした状況において、ワタミグループから、今泉北地区を「農業系の産業用地」として整備し、利活用を図っていく旨の提案を受けました。

(主な経緯)

○用地関係

- 平成24年11月 土地利用（売却）意向確認調査を実施（関係権利者あて）
- 平成25年1月 運動公園計画用地に関する意向調査を実施（関係権利者あて）
- 平成25年2月 買取案内及び住宅再建等の最終意向調査を実施（関係権利者あて）
- 平成25年7月 契約会案内（関係権利者あて）

(2) 今後の方針

今泉北地区の土地利活用として、観光農園や花畑、体験農場などの特徴ある農業的土地利用や農業、水産業及び商工業など地域産業とも連携し、農産物の栽培から加工、販売まで6次産業化を牽引するような地区として整備を行うため、市が復興交付金等を活用して、地下埋設物撤去や土地のかさ上げなど、土地の利活用を図るための基盤整備を担い、ワタミグループが施設の整備から事業運営までを行うこととしており、民間の資金力や事業ノウハウを積極的に活用しながら、集客力の向上、提供するサービスの質の向上を図るなど、官民連携による事業化を推進することとしております。

(3) 今後の主なスケジュール

- 令和元年 10月 ワタミによる事業実施法人設立
- 令和2年 1月 地下埋設物撤去工事着工
- 3月 盛土工事着工
- 令和3年 一部オープン

2 高田地区平地部について（下図の②のエリア）

(1) 経緯

高田地区平地部については、緑地や産業用地等として換地を行った上で、具体的な利活用の方針について市の内部で検討を進めてきたところです。

平成27年8月に、ピーカンナッツの農業収益性やアルツハイマー予防効果等のポテンシャルに着目した東京大学が、国内栽培地を選定する過程で、県内で最も温暖で日照量が多い気候条件や、被災跡地の集約化により一定面積の土地が確保できること、そして本市が新しい産業創出によって創造的な復興・まちづくりに取り組むことの意義を踏まえ、本市を国内における「ピーカンナッツ発祥の地」とする提案を受けました。

本市は、事業の実施体制を整えるべく、平成28年7月に、東京大学及び国内最大のピーカンナッツの取扱量を持つ製菓会社サロンドロワイヤル（大阪市）との産学官連携協定を締結し、平成30年度より地方創生推進交付金の採択を受け、各種調査や試験栽培の環境整備に着手しております。

(2) 今後の方針

今般、サロンドロワイヤルが本市に設立したゴールデンピーカン株式会社より提案を受け、高田地区平地部を中心としたエリアを「ピーカンを軸とした産業振興エリア」と位置付け、復興祈念公園と中心市街地を結び拠点として、人々が集う場づくりを行っていくことを検討しております。

(3) 今後の主なスケジュール

- 令和元年 ピーカンナッツの普及・PR活動（継続）
- 令和2年3月 育苗ハウス完成予定（米崎町）
苗木輸入、育苗開始予定
- 令和4年春～ 順次高田地区平地部等で植樹

3 その他周辺地区について（下図の③のエリア）

平地部のうち市有地については、地域要望を踏まえつつ、公園や6次産業化を促進するエリアとして整備していく方針です。

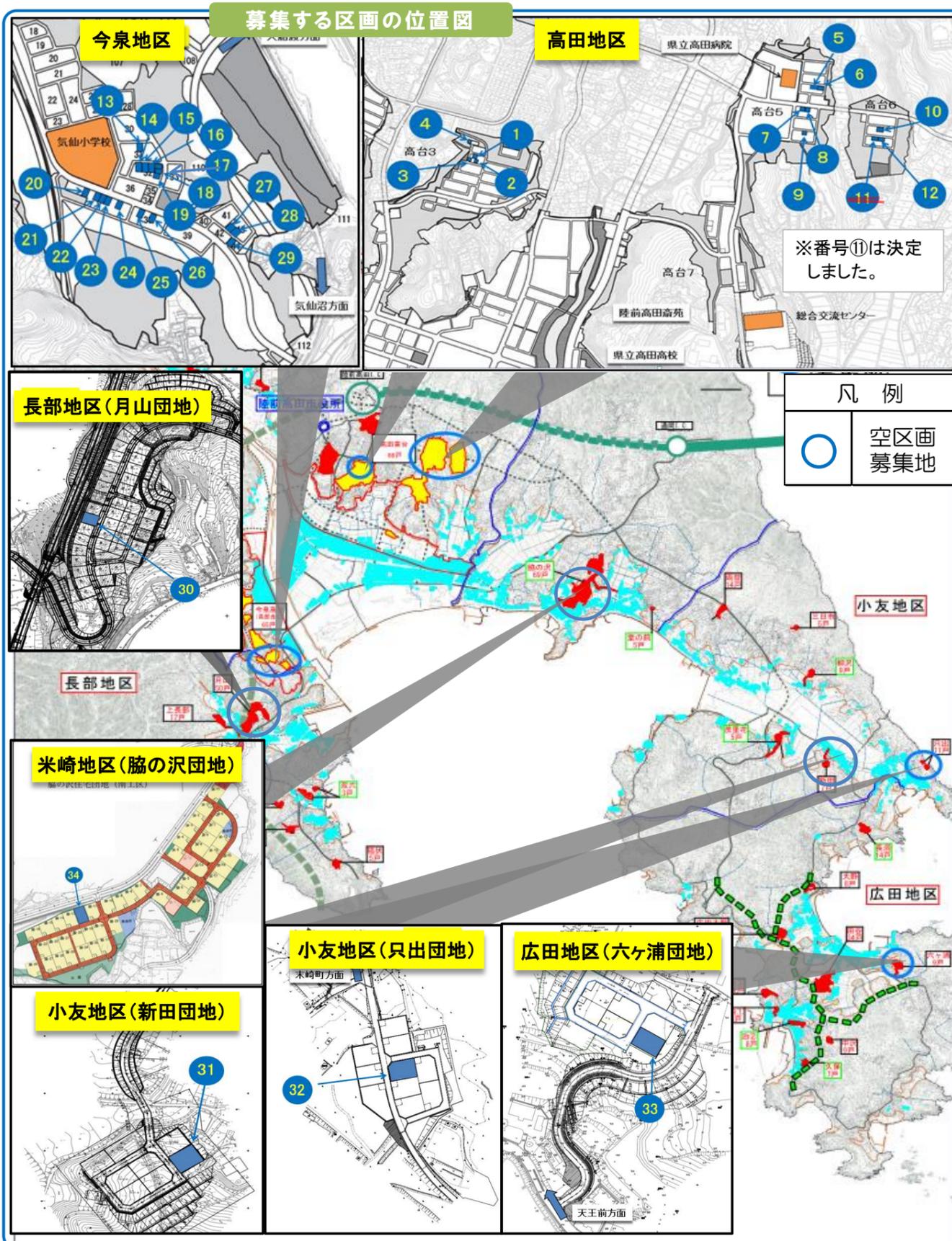
民有地については、換地後の用途で積極的に利用頂くことを前提としつつ、まだ利活用の方針が定まっていないところについては、市としても利活用に向けたマッチング支援等を行ってまいりたいと思います。



問い合わせ先 復興局復興推進課（内線461・462）

復興News 陸前高田

<第55号>
令和元年10月発行
陸前高田市復興局



ニュース① 防災事業で住宅を再建すると住宅ローンの利子と引越代が助成されます。
 << 申請期限(令和2年7月31日)のお知らせ >>

- 1 交付対象**
 防災集団移転促進事業に基づいて設定された移転促進区域内から、移転促進区域外の市内に集団で移転し、住宅を再建する方に対し、①危険住宅の除却費等(引越費用等)及び②建設助成費(新たな住宅の建設・購入のために金融機関等から融資を受けた場合の利子相当額)について、補助金が支給されます。
 - 2 補助上限金額**
 除却費等(引越費用等) 一戸当たり 80.2万円(対象は引越業者等に支払った実費分)
 建設助成費(利子補給) 建物 457万円 土地 206万円 造成 59.7万円
 - 3 申請期限** 令和2年7月31日(金) ※住宅完成後でない申請が完了しませんのでご注意ください。
- 問い合わせ先** 市民協働部被災者支援室(内線135)

ニュース② 市内で被災し今後住宅再建を考えている皆様へ
 << 防災集団移転促進事業により整備した住宅団地の空き区画へ新たに移転者を募集しています >>

防災集団移転促進事業の概要

防災集団移転促進事業は、東日本大震災時(平成23年3月11日)に陸前高田市内において被害を受けた世帯の集団移転を促進するために、安全な場所に住宅再建ができるように支援する制度です。市が移転先となる住宅団地を整備し、住宅敷地を被災者に譲渡又は賃貸します。なお、移転される方は、被災した移転元地に居住できなくなりますのでご注意ください。

募集する区画の概要

地区名	団地名	面積【㎡(坪)】	区画数	番号
高田	高台3	165㎡(約50坪)	3	②~④
		247㎡(約75坪)	1	①
	高台5	330㎡(約100坪)	5	⑤~⑨
今泉	高台5	330㎡(約100坪)	4	⑬~⑯
		165㎡(約50坪)	3	⑰~⑲
	高台6	330㎡(約100坪)	7	⑳~㉒
	高台7	330㎡(約100坪)	3	㉓~㉕
長部	月山	330㎡(約100坪)	1	⑳
小友	新田	330㎡(約100坪)	1	㉑
	只出	330㎡(約100坪)	1	㉒
広田	六ヶ浦	330㎡(約100坪)	1	㉓
米崎	脇の沢	330㎡(約100坪)	1	㉔

募集している団地・区画の位置については4ページをご覧ください。

また、売却価格・賃借料等の詳細については、復興推進課事業推進係(内線462・463)までお問い合わせください。



申込みについて

- 1 申込資格**(次の条件をすべて満たす必要があります。)
 市が設定した市内の移転促進区域内に、東日本大震災発生時に居住し、り災証明書の交付を受けている世帯
 ※ただし、次に掲げる世帯等は申込みできません。
 ① 既に他団地において防災集団移転促進事業に参加している世帯
 ② かけ地近接等危険住宅移転事業の補助制度を活用して住宅再建をしている世帯
 ③ 国の被災者生活再建支援金等(加算支援金など)を受けて住宅再建をしている世帯
 ④ 高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業で換地された土地を所有又は予定されている者
- 2 申込方法**
 復興推進課で配付する申込書に必要事項を明記の上、提出してください。申込区画は1世帯につき1区画です。
- 3 申込期限** 令和元年12月25日(水)まで随時先着順で受け付けます。

問い合わせ先 復興局復興推進課事業推進係(内線462・463)

ニュース④ 移転元地の買取契約手続きを終了します。

市内浸水区域内において、防災集団移転促進事業により買取対象となる土地について買取契約を締結してまいりましたが、一部事業用地で取得する土地を除き、買取期間が令和2年2月末で終了します。

問い合わせ先 復興局復興推進課事業推進係(内線462・463)